

利尻富士町地域振興券（第3弾）事業「取扱Q&A」

（購入者向けQ&A）

Q 1 : 町民以外の方が購入することはできますか。

A 1 : できません。実施目的の一つに地域住民の生活支援を挙げていることから、利用は利尻富士町民限定としています。

Q 2 : 購入後に、町民以外の方に転売又は使用させてもいいのでしょうか？

A 2 : 認められません。理由はA 1と同様です。基本的に購入した町民自身若しくは世帯員の方が使用するものと理解して下さい。

Q 3 : 何度かに分けて再購入できますか。

A 3 : できます。但し購入は一人上限4セットまでです。

Q 4 : 使用期限を失念していました。3月1日以降に使用することはできますか。

A 4 : 原則できません。このようなことが無いよう使用期限が近づきましたら、町からもIP告知端末等にて周知致します。

Q 5 : 取扱加盟店を教えてください。

A 5 : 取扱加盟店は、商品券を購入いただいた際に一覧表をお配りします。
なお、取扱加盟店は店頭「取扱加盟店」の掲示があります。

Q 6 : 未使用及び不要になった商品券の払戻しはできますか？

A 6 : 払戻しはできません。

Q 7 : 商品券を一度に使用する際の限度額はありますか？

A 7 : 限度額はございません。1人又は家族で購入できるセット分を一度に使用することも可能です。

Q 8 : 乳幼児の場合でも、1人として商品券を購入できますか？

A 8 : できます。

Q 9 : GOTOトラベル共通クーポン券などと重複使用は可能ですか？

A 9 : 本商品券は町民限定のため、重複利用はほとんどないと思いますが、町民が道内若しくは青森県へGOTOトラベルにより旅行し、共通クーポンを旅行最終日に地元で使用する可能性はあります。その際は、重複利用については問題ありません。なお、GOTOイートとの重複使用も基本的には問題ありません。

(取扱加盟店向け)

Q 8 : どうして取扱店になる必要があるのですか。

A 8 : 本事業は「利尻富士町お買い物券」と合わせて、額面約59百万円の消費を促進する緊急経済対策事業です。

町民にとっても多くの店で利用できる方がメリットありますし、町全体の緊急経済対策として実施するものですので取扱店に加盟されるようお願い致します。

Q 9 : 至急換金してほしい場合対応できますか？

A 9 : 指定の換金日での支払いを基本としますが、事情勘案の上、出来る範囲で対応いたします。

Q 10 : 取扱加盟店として、対応に注意することはありますか？

A 10 : 新型コロナウイルス感染症対策の徹底が必要です。「新北海道スタイル」の実践をお願い致します。

Q 11 : 取扱店へのお願いとはどのようなことでしょうか。

A 11 : 本事業をきっかけとして、商店会単位であったり、商店の独自策として販促活動やPR等により商店会等の活性化を図ってほしいという意味です。